

元禄期以降における荒川低湿地の秣場について

— 徳丸原を事例として —

小 暮 正 利

はじめに

本稿は、荒川右岸の低湿地に広がる芝原、「徳丸原」における近世中期以降の新田開発と、近隣村落の対応を明らかにしようとするものである。

河川敷に広がる芝原は村々の採草地であり、入会地である。苧草は田畑の耕作や牛馬の飼料として欠かせないものであり、「採草地は苧敷給源・厩肥源たる秣給源として地力維持の重要な要件⁽¹⁾」であり、連年の作付は採草地の存在にかかっていた。

近世の自給肥料の中心は「人糞尿・厩肥・山野の草木たる苧敷である。右のうち人糞尿を除いて、その主たる給源を山野に持っている。厩肥は牛馬の屎尿とともに、飼料の残滓および敷草がその大なる構成成分をなし、それらの飼料および敷草はその主要部分を山野よりの刈草に負っている⁽²⁾」といわれる。

苧敷または厩肥として採草される量は一年を通じて莫大な量であり、十分な採草地を得て、はじめて田畑は年々その機能を発揮し得たのである。

徳丸原はこの苧敷供給の採草地である。近隣村落の農業経営にとっては欠くことのできない重要な芝原であった。以下、芝原開発と採草地存続をめぐる村々の対応を述べてみたい。

一 徳丸原について

徳丸原のある徳丸本村周辺の景観を見ると、南から北へ向かって、まず台地があり、次に低地、そして荒川の河川敷がある。台地上には集落と畑地があり、はげ下の低地には「田場」(水田)が広がり、その先の荒川沿い低湿地には「芝原」が広がる。この芝原は、東に江川(現在の前谷津川緑道)、西に江谷川(白子川)の、荒川に流れ込む二筋の小河川にはさまれた場所であり、この一帯が徳丸原とよばれた。

この芝原は「極低場」であり、「聊之雨ニも隣村西台村流悪水堀より水押し、一円水冠相成、大雨之節ハ、右堀其外諸方より一時悪水押し、一夜洪水之場所ニ御座候間」⁽³⁾、あるいは、「極低場ニ而、一夜降雨ニ茂諸方より水押し、四五尺位相湛、大雨之節者同川より一円水押し、壹丈余水深ニ相成候場所」⁽⁴⁾と表現されるように、少々の雨でも冠水する低湿地であった。

徳丸村が描かれた最も古い村絵図である延宝五年三月二九日の「徳丸村絵図」⁽⁵⁾には、「いるま川より下練馬塚迄千六百八拾貳間内、北はけより南下練馬境迄六百四拾貳間畑方、芝きわよりはけ迄四百間是ハ田ば、作場より大川迄六百四拾間芝間」と、はげ・畑方・田場(水田)・芝間(芝原)が記載されている。

さらに、この絵図中西側には「くさかりミち」が「はけきわ東西道」から「大川」まで北に向かって一本描かれている。荒川沿いに草苅り場があることを示唆している。この作場から大川まで六四〇間の芝間が徳丸原である。

『新編武蔵風土記』の「徳丸本村・徳丸脇村」の項には徳丸原について次のように記されている。

「荒川ニ傍ヘリ。東西十三丁程。南北八丁餘。上下赤塚。成増。徳丸本村。同脇村。同四ツ葉ノ六村。入会ノ持ニテ。東ノ方志村ノ原ニ續ケリ。古ハ一圓赤塚地中ノモノナレド。今多ク徳丸ノ地ニ接スルヲ以テ。徳丸原ト唱ヘリ。烽火ノ術ヲ学ブモノ願上ゲ。コノ原ニテ其業ヲ試ム」⁽⁶⁾。

これによると、徳丸原は東西一三町、南北八町余の広さを持ち、上赤塚村・下赤塚村・成増村・徳丸本村・徳丸脇村・徳丸

四ツ葉村の六か村の入会地である。古くは赤塚村の中にあつたが、今は徳丸の地に多く接する故に徳丸原と唱えたとある。さらには、砲術訓練の場所としても利用されていたともある。

近世中期以降に作成されたと思われる「徳丸本村・脇村絵図」⁽⁷⁾には、中央付近に「御用池」があり、池の脇には「鶴寄土手」がある。享保元年に鷹場が設定されると、「御用池」周辺では鶴の狩りが行われていたことがうかがわれる。

近世初期には、荒川南岸一帯の低湿地は幕府の鷹場であり、付近には複数の鷹匠を務める旗本の知行地が設置されていたのである。⁽⁸⁾

さらに、天保期には將軍へ献上する鯉の「御取溜」も行われていた。これは荒川出水時に江川に流れてくる鯉を捕まえておき、「取溜御用」として、千住の川魚問屋へその鯉を人足が運んだ。⁽⁹⁾

幕末期になると、徳丸原では天保十二年に、天保改革の軍事力増強の一環として高島秋帆による洋式砲術訓練が実施された。砲術訓練は、享保六年に御鉄砲町打役渡辺長左衛門が「からくり筒」の試し打ちを行ったのが最初と見られている。板橋区内に残された砲術訓練に関する最初の史料としては、寛政二年の「御鉄砲一件書留帳」がある。⁽¹⁰⁾

「徳丸本村・脇村絵図」⁽¹¹⁾には、「第六天」の周囲が、「御鉄砲御場所」と記されている。この「第六天」は寛政二年の鉄砲演習場所の範囲図にも記されているので、鉄砲演習場所が開かれた当初から、第六天周辺が演習地として利用されていたことが分かる。

このように、徳丸原は村々入会の秣場であつただけではなく、鷹場でもあり、砲術訓練場でもあり、多様な機能を果たしていた。

二 元禄期の江戸町人の新田開発

徳丸原は本来、「野場」・「秣場」・「芝原」・「芝間」・「芝地」とも表現される無高地であり、貞享四年までは上赤塚村・下赤塚村・徳丸本村・同脇村・四ツ葉村の五か村入会地として芝錢も上納していなかった。⁽¹²⁾

芝錢は元禄元年の改めで、村側より見積もり一四〇町歩程と申し出て、芝錢一反に永二文ずつ上納した。⁽¹³⁾

この芝錢上納は、芝地の利用が活発化する中で、江戸町人による入会地の新田開発化をめぐる争論を契機に、それまでの利用権を強化する目的で、村方から上納するようになったと考えられる。

さらに、元禄五年には細井九左衛門代官所⁽¹⁴⁾の検地が行われ、入会地の高請けがなされた。村側から江戸町人の新田開発を許可しないよう願い出て、高請けの検地が行われたのである。

検地の結果、芝原は上芝畑・中芝畑・下芝畑・砂畑の四等級が付され、芝畑として石高に組み込まれ、以後芝畑年貢として錢納化された。

江戸町人の関口屋佐右衛門・遠州屋庄大夫の元禄二年二月五日付代官宛開発願いは次の通りである。⁽¹⁵⁾

乍恐書付を以御訴詔申上候

一、御代官所豊島嶋^(郡)荒川通西台村野地之内、高五拾町新田ニ被仰付候儀、戸田領上青木村十兵衛・江戸馬喰町平野屋十右衛門と申者、兩人ニ而御訴詔申上候、式拾年以前戌ノ六月被為仰付、同年十月より開発仕候処ニ、翌年亥ノ八月満水ニ而、耕作家共□□流、無是悲差^(非)上立のき申候、右之新田□□爾今荒地ニ而捨置申候、我等共ニ被仰付候者、御公儀様御金拝借不仕、自分之金子ニ而当巳ノ□月之内仕立、三年過申・西兩年壹反ニ付永□□文宛、戌年より壹反ニ付永百文つゝ、末々迄無□□御上納可仕候、右之通被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

元禄貳年

巳二月五日

御代官様

関口屋 佐右衛門 印
遠州屋 庄大夫 印

□支配様より出候別紙

□芝地之儀別紙書付之通り、新田願之者□相障り候儀も無之候哉、又ハ右之願上候通り□永差上、貴村之もの□御請合可被仕候哉、相□上存寄可被申参候、以上

長崎惣兵衛

竹村忠三郎

西台村 名主中
組頭

これによると、二〇年以前（寛文八年か）に、荒川対岸戸田領上青木村の十兵衛・江戸馬喰町の平野屋十右衛門が、西台村の野地の内で高五〇町歩の新田開発を願ひ出て、同年十月より開発を始めたが、翌年八月の満水で耕作家等を流失し開発を断念した。

この跡地を元禄二年に関口屋佐右衛門・遠州屋庄大夫の二人が引継ぎ、新田開発を行いたいと言うのである。開発願ひでは、開墾して三年間の鍬下年季の後、三年目には一反に付き、永一〇〇文ずつ上納するという。

この願ひは代官所より西台村に伝えられ、以後、西台村を含む八か村は「惣百姓迷惑」として開発に反対した。次の願書は代官所手代衆へ宛てた八か村の反対主張である。¹⁶⁾

乍恐以書付ヲ御訴詔申上候事

武州峽田領八ヶ村□ □川端芝地貳百町余御座候所、右八ヶ村秣場ニ而年々野錢指上ケ、御割付面ニ御座候、然処ニ旧冬ヨリ右之場所、江戸町人運上指上可申と奉願候旨承知仕候、右場所之内新田ニ不成処大分御座候、右八ヶ村之儀者仲仙道下板橋定助郷御伝馬役相勤候ニ付、別而秣場不自由ニ御座候へ而ハ難儀仕、加様之助成を以八ヶ村高六千四百四拾石之所、本田御年貢諸役相勤、惣百姓かつめいつなき罷有処ニ、新田訴詔之者御座候旨承候ニ付、惣百姓無是非御訴詔申上候、困窮仕候百姓ニ御座候、然共此上ハ右之場所貳百町余之處、水損場ニ御座候得共□分一ハ畠(三方)ニも罷成場所御座候間開発仕、村並下々畑之御年貢壹反ニ永三拾文程、相殘三分二ハ芝地御年貢壹反ニ永貳拾文被仰付、両様共高石ニ御結被成可被下候、尤高役相勤可申候石盛之儀者御了簡次第ニ可被仰付候、右之場所をはなれ候へ而ハ、本田畠作業□ □成無御座候、新田訴詔之者ハ四百町茂可有様ニ申上候由及承候、私共内檢仕候所ニ貳百五拾町計も可有御座候哉、其段者御檢地を請、何分ニ茂町步御定被成可被下候、如此申上候段惣百姓迷惑ニ奉存候得共、若他所江茂可被仰付哉と難儀仕候ニ付、御訴詔申上候、御慈悲を以村付相はなれ不申様ニ被為仰付被下候者難有可奉存候、以上

元禄五申年三月廿八日

上赤塚村

名主 新右衛門判

下赤塚村

名主 伊兵衛判

四ツは村

名主 次郎兵衛判

徳丸本村

名主 新兵衛判
権左衛門判

同脇村

名主 五郎右衛門判

西台村

名主 五左衛門判

根葉村

名主 庄兵衛判

蓮沼村

名主 三右衛門判

細井九左衛門様

御手代衆中

文中の八か村とは、上赤塚村・下赤塚村・四ツ葉村・徳丸本村・同脇村・西台村・根葉村・蓮沼村である。中山道下板橋宿定助郷伝馬役遂行を理由に上げて、「別而秣場不自由ニ御座候へ而ハ難儀仕」として開発に反対した。秣場の維持について一般的な田畑耕作のためと言うより、公的課役負担としての板橋宿助郷役遂行を理由にして新田開発に反対したのである。

村側では芝原二〇〇町歩の土地は「水損場」ではあるが、三分の一は畑地になる場所があるのでそれは開発し、下々畑年貢一反に永三〇文、残りの三分の二は芝地年貢一反に永二〇文にて高請けし、石盛は「御了簡次第」と述べている。

また、江戸町人は芝原が四〇〇町歩もあるように申し上げているが、村方で内検すると二五〇町歩も無く、今後も村付きの芝原であるように、「御検地を請、何分ニ茂町歩御定被成可被下候」とまで言う。

江戸町人の新田開発に反対し、村付きの芝原としてその権利を独占するため、検地を要請して高請けしようとした。その結果が元禄五年の代官所の検地であった。

三 新田芝畑の年貢

では、上赤塚村・下赤塚村・徳丸四ツ葉村・徳丸本村・徳丸脇村の五か村は芝原の年貢をどのように上納したのであろうか。

表1は、元禄五年の検地による五か村の入会内割りである。⁽¹⁷⁾新田芝畑二一六石六升・一〇七町九反四畝二七歩を五か村の村高にに応じてそれぞれ分割してある。

芝畑の反別・石盛は、上芝畑三六町三畝歩、石盛二ツ半、中芝畑四三町二反九歩、石盛二ツ、下芝畑二一町七反二畝六歩、石盛一ツ半、砂芝畑六町九反九畝一二歩、石盛一ツである。石盛は、芝畑として非常に低いものが課せられている。それぞれの村の所有反別は表1のようになる。入会芝畑は、「赤塚上下・徳丸三分五ヶ村入会芝畑反別合百七町九反四畝貳拾七歩之所、五ヶ村高二掛、反別割合如此申請、御年貢御上納仕候へ共、場所儀ハ先規之通り五ヶ村入会ニ定置申候⁽¹⁸⁾」とあるように、五か村入会として確認しあった。

しかし、寛延二年、四ツ葉村に寛永寺領が設置された時の検地では、五か村立ち会いで「菖蒲沼」にて割り渡しをし、四ツ葉村分を確定している。⁽¹⁹⁾明治三年の

表1 元禄5年五か村入会芝畑反別割合

村名	村高	芝畑合計反別	上芝畑	中芝畑	下芝畑	砂芝畑
上赤塚村	1313石7.0.8	33町0.6.7	11町0.3.15	13町2.3.7	6町6.5.9	2町1.4.6
下赤塚村	1397石6.4.7	35町1.9.5	11町7.4.18	14町0.8.13	7町0.8.4	2町2.8.0
徳丸本村	978石6.2.6	24町6.4.3	8町2.2.17	9町8.6.5	4町9.5.25	1町5.9.20
四ツ葉村	296石2.6.3	7町4.5.28	2町4.8.29	2町9.8.16	1町5.0.3	0町4.8.10
徳丸脇村	301石6.2.4	7町5.9.14	2町5.3.15	3町0.3.28	1町5.2.25	0町4.9.6
合計		107町9.4.27	36町0.3.0	43町2.0.9	21町7.2.6	6町9.9.12

(「元禄5年11月 赤塚上下徳丸三分五ヶ村入会芝畑内割覚」 安井新二郎家文書より作成)

「徳丸原絵図」⁽²⁰⁾で確認できるように、芝畑は村ごとの持ち分が明確に区分されていた。これらのことから、元禄検地とともに村ごとの芝畑反別と場所も確定されていたものと言える。

年貢の負担を、「武州豊嶋郡赤塚上下・徳丸三分入会芝地新田申御年貢可納割付」⁽²¹⁾で見ると、表2のように、芝畑高二一六石六升、反別一〇七町九反四畝二七歩が、五か村一括で年貢賦課され、年貢割付状は赤塚村と徳丸村が隔年に所持することになっていた。

入会地には等級の低い芝畑として荏納永四三文・大豆納永八六文・金納永二七貫九七七文の合計永二八貫一〇六文が賦課された。

同年十二月二八日付の年貢永請取状⁽²²⁾では、永三貫三六五文七分が「当申御年貢永之内請取」として、代官所から徳丸本村新兵衛へ出されている。このことから、徳丸本村が芝畑年貢を各村から徴収して一括納入していたことが分かる。

このように、元禄五年以降は、五か村一括納入していたが、二年後の元禄七年以降には、それが困難になってきたため、各村ごとに分割納入するようになった。⁽²³⁾元禄七年の徳丸本村の年貢割付状には、本田畑に続いて芝畑新田高が記載され、その年貢が賦課されていることから分かる。⁽²⁴⁾

表2 元禄5年 5か村入会新田芝畑割付状

高216石6升・反別107町9反4畝27歩			
上芝畑	36町3畝歩	取永 12貫611文	反35文
中芝畑	43町2反9歩	10貫801文	反25文
下芝畑	21町7反2畝6歩	4貫344文	反20文
砂芝畑	6町9反9畝12歩	350文	反5文
合計		28貫106文	
永43文	荏納	荏	2斗1升6合
永86文	大豆納	大豆	4斗3升2合
永27貫977文	金納		

(「元禄5年申年五ヶ村入会新田芝畑御割付」 安井新二郎家文書より作成)

四 享保六年の新畑開発

新田開発にともない秣場争論が活発化する元禄期には、幕府は開発よりも秣場存続を優先させる政策をとったが、享保期になると、新田開発を財政再建のための手段の一つとするため、それまでとは異なる幕府指導型の強力な新田開発が見られる。⁽²⁶⁾ 開発不可能な河川敷などにおいても流作場検地等を実施して秣場を消滅させている。

徳丸原をめぐる状況にも、幕府の開発奨励の動きがあった。享保六年十一月、上赤塚村・下赤塚村・徳丸本村・徳丸脇村の四か村は、芝畑年貢赦免願いを出した。⁽²⁷⁾ その願書の中で、これまでの芝原の経緯を述べるとともに、「此場所悪場故前々御見捨ニ御座候所ニ御高入ニ被仰付難儀仕候、別而当年之儀者度々之出水ニ而前後六十日余たへ申ニ付、秣肥一切取不申皆無仕候、依之当年芝畑御年貢御赦免被遊被下来候御高御除キ、何分ニも御慈悲を以、芝銭計被仰付被為下候様ニ惣百姓奉願上候」と、享保六年は度々の出水で二ヵ月余も冠水し、秣も一切刈り取ることができなかつたので、当年は芝畑年貢を免除して芝銭のみの上納にしてほしいと願い出た。

このことは、同年十一月に支配代官所伊奈半左衛門（忠達）より勘定所へ宛てた伺書でも、「此度高御捨被下、先規之通り芝銭被仰付候得ハ莫太之御赦ニ御座候ニ付」⁽²⁸⁾とあり、水害救済のための芝銭一反に永一〇文ずつ来年より上納させたいとある。代官所の意向には、芝銭上納のみを要望する村々の強い意向が反映されていたものと見られる。

この年以降、村側では芝銭のみの上納を度々願い出た。このことに対して、享保七年には勘定所の吟味があり、「右芝畑之内畑ニ茂可成分開発仕候様被仰付候間」⁽³⁰⁾と、芝畑のうちで畑にも開発できるものは開発するように、との指示があった。⁽²⁹⁾

享保七年の芝畑の石高を見ると、入会地高二一六石六升・反別一〇七町九反四畝二七歩のうち、宝永六年から一五石六斗六升一合・反別七町八反二畝一三歩が寛永寺領となり、享保四年から三三石七斗五升二合・一三町五反一歩が「御鷹御用地」となったため、芝畑は残りの二〇〇石三斗九升九合・反別八六町六反二畝一三歩あった。

このうち、開発しようとする分は六石二斗五升である。ほか三三石七斗五升二合が「御鷹御用地」分、一六〇石三斗九升七合は「馬草場」分である。

反別八六町六反二畝一三步のうち、三町五反が開発予定の分である。内訳は中芝畑にて二町歩、下芝畑にて一町五反歩である。

芝畑は残りの反別八三町一反二畝一三步である。その内訳は上芝畑一九町九反一畝二四歩・中芝畑三八町七畝五歩・下芝畑一八町六反四畝二三歩・砂芝畑六町四反八畝二一歩である。

以上のように、四か村入会で開発しようとする場所は、中芝畑二町歩・下芝畑一町五反歩であり、高合計六石二斗五升・反別三町五反歩とごくわずかな土地であった。

さらに、西台村では、畑開発予定が三石六斗・反別二町歩（内訳は中芝畑一町二反歩・下芝畑八反歩）ある。他は一〇四石九升三合が「馬草場」になる分である。

このようなことから、五か村合計で、五町五反歩・九石八斗五升が「開発可仕候分」であり、当年より三か年の内に畑に開発し、四年目には「所並」に年貢諸役指図次第に上納するという。

また、一三四町九反五畝九歩の分は、「五ヶ村馬草場ニ相願候分」であり、「是ハ三拾年以前西山六郎兵衛様御代官所之節、草銭被仰付候通り反ニ永式文ツ、草銭上納仕候様ニ奉願上候」と記され、この高三一三石九斗三合は「此度御高御除キ被下候様ニ奉願上候」と、石高から除外して元禄五年検地以前のような芝原として草銭上納を願っている。

以上のように、五か村は新田開発指示に対して、村で検分をして、芝畑各地で合計五町五反歩・九石八斗五升を開発し、残りの一三四町九反五畝九歩・三一三石九斗三合は秣場として草銭上納を願った。

「然共畑開発之儀、荒川端堤外深水入ニ御座候へハ、拾ヶ年ニ壹度も作毛取可申哉難計奉存候、堤被仰付被下候様ニ奉願度候へ共、開発場所少々ニ御座候故御願難申上奉存候」と享保七年のこの願書にあるように、畑の開発予定地は「荒川端堤外深水

入」の場所で、荒川端の水害を受けやすい低湿地であり、作物も一〇年に一度収穫できるかどうか、という荒地であることを強調し、堤防の普請を願い出た。

享保期には幕府の新田開発奨励に対して、少々の畑開発と引きかえに新田芝畑年貢の上納を免除させ、かつてのような芝錢上納、さらには開発場所は少々と言いなながらも、水害避けの荒川沿岸の築堤も要求している。新田開発奨励には真っ向から反対することもなく、一応受け入れの姿勢を見せつつ、芝畑年貢より負担の軽い芝錢上納を要求することから、村々にとっては、開発より秣場維持の方が重要であったことが理解できる。

五 天保期の鯉の御取溜

徳丸原は入会地の秣場であっただけではない。荒川に流れ込む江川では、将軍献上の鯉の「御取溜」を行っていた。

この鯉の取溜とは、荒川の増水の時に江川に流れってくる鯉を捕まえておき、幕府へ献上するものである。これは「鷹場御用」の一つである。

鯉の取溜がいつ頃から開始されたのかは不明であるが、享保元年に鷹場が設置されてからは、「鷹場御用」として幕府鳥見役人や鷹匠の支配を受けたものと推測される。

天保三年の鷹野役所からの徳丸本村への廻状には、「当年も徳丸原鯉取溜御用有之候間、右川端通并同所原入口ニ而鉄砲嶋辺河岸其外小道入口共、於江川魚殺生不相成旨、右ニ付荒川通りたり共、原より入込候儀不相成旨建札江相認メ差出置可申候、西台村儀も右同様可得相心候」とある。⁽³¹⁾

廻状には天保三年も「鯉御取溜御用」のために、江川の川端通りや原入口、鉄砲嶋辺河岸その他小道入口で魚類を取ること
を禁じ、荒川通りより芝原に入り込むことを禁じた高札を立てることが記されている。

さらに、「当年も美女木村・大野新田より徳丸原江川取溜御用可申付旨被仰渡、左様可相心得候、此書付村銘下江下札ヲ以請書いたし可相返候」とあるように、この御用は西台村や徳丸本村のほかに、対岸の美女木村や大野新田へも命じていた。

天保十三年の鳥見役人へ宛てた鯉取溜免除願いでは、この江川での鯉取溜は、天保八年より地元五か村で引き受けるようになり、漁師が年々鯉三五匹ずつを上納した。鯉は不漁や出水のない時などで、規定数に足りない場合には村負担となっていた。

「鯉猟」をする「猟師」といっても専業の漁師ではなく、農業の合間に漁を行うものであり、「農業専一之時節ニ而も出水いたし候得者右猟ニ取掛、数日相立候内ニ者農業手後れニ相成、」とあるように、出水になるとまず鯉漁にとりかからねばならず、農業の妨げとなり、この負担は大きかったものとみられる。

同願書では、「且又、右芝畑之義ハ先年御高人ニ相成、御年貢ハ不及申ニ御伝馬役迄相勤、其上年々六月・七月之間、右芝畑ニおゐて大筒御稽古有之、右御用人足等多分相掛、是以惣百姓一同難儀至極仕候」と、芝畑年貢負担、中山道伝馬役、その上、六月・七月の徳丸原での大筒訓練というように、実にさまざまな人足役が課せられていたことが記されている。こうしたさまざまな理由で、五か村は鳥見役人に、鯉の御取溜と上納免除を願い出た。

「鷹場御用」のための人足役を天保四年の「御用人足書上帳」⁽³³⁾で見みると、「雉夜番御用人足」、「雉追込御用人足」、「志村御立場御手入御用人足」等とともに、徳丸本村から人足七人が、「是ハ当巳五月十一日より同十四日迄、徳丸原江川御取溜御場所御用人足」として、また下赤塚村より人足四人が、「是ハ当巳五月十四日、江川鯉取溜御場所揃、夫より千住川魚問屋迄鯉持送り御用人足」として人足を差し出している。五月の増水時に鯉を取溜ておき、それより千住の川魚問屋まで鯉を運んだ様子が分かる。

天保八年には「仕法替」があり、江川での漁が解禁され、鯉は年々五〇本ずつ上納に負担強化がなされていた。⁽³⁴⁾

村々からの免除願いに対して、天保十三年七月十八日には鳥見役よりの呼び出しがあり、「戸田筋御場」の徳丸本村以下七か村に対して、近年出水もなく村々からの鯉の上納が困難になっているので、江川での鯉の取溜を中止して鯉の上納を免除す

る旨が申し渡された。⁽³⁵⁾

六 文久元年の芝畑開発一件

徳丸原の開発は、幕末期になって再び活発化した。文久元年十一月、対岸の足立郡新曾村名主源兵衛が新田開発を願ひ出た。徳丸本村年寄兵右衛門・上赤塚村年寄勘右衛門の訴状は次のようである。⁽³⁶⁾

(前略) 御高入之後、前書申上候通り、追々御味立直し、年々反永御上納仕来候、就而ハ私共村々おゐて、右場所開発一同之助潤相成候様仕度兼而心願ニ御座候、然処去月廿九日足立郡新曾村名主源兵衛義人足拾人程召連参り、右場所へ無沙汰ニ間竿相立候趣、始末迄ニ及承り候処、御支配御役所□願濟之上、当地所新開発いたし候間風聞有之、以之外之義ニ而、右者当村々ニおゐて開発之義奉願上、相当之御取箇上納仕度罷在候義之処、右様他村之もの自儘ニ手入被致候而者、当村々よりは迄反永上納仕来候詮無之、且ハ小前ニおゐて右等ヲ聞付悉騒立罷在、実事御願濟之上、右躰源兵永江被仰付候様ニ而ハ、此上何様之変事可出来哉、役人共ニおゐて□実々心痛罷在難捨置、万一御聞濟ニ相成候義ニ御座候得ハ、他村之源兵衛へハ右場所手入難為致、第一当村々小前一同願立候得ハ、役人共ニおゐて難差置奉恐入候御義ニ付、不得止事此段奉申上候、
(後略)

この願書によると、十一月二十九日、源兵衛は人足一〇人ほど連れて芝畑に入り、沙汰もなく間竿を立てて測量を始めた。支配役所にも願ひ出済みの上で当地を開発したという「風聞」があり、「以之外之義」である。芝畑は当村々において開発を願ひ上げ、相当の年貢を上納するつもりでいたところ、「右様他村之もの自儘ニ手入被致□而者、^(候カ)当村々よりは迄反永上納仕来候詮無之、且ハ小前ニおゐて右等ヲ聞付、悉騒立罷在」と、他村の者が入会地に入るならば、小前たちがこの事を聞きつけ騒動になるやも知れぬと代官所に抗議した。この源兵衛の行動を阻止するために、村では「小前連印帳」を取りそろえて代官所

に伺いを立てた。

翌、文久二年四月十日には、この新曾村名主の開發に対して、徳丸本村の七左衛門・平七等九人の年寄たちが名主抜きで相談して、徳丸本村でも開發願書を提出することにした。このことで惣代一人出府の費用を、一日雜費小遣いとも銀六匁五分と決め、小前一同より七月・十二月に徴収する議定書を作成した。⁽³⁷⁾

しかし、このことを知った名主吉之助から七左衛門他平七・三郎右衛門・兵右衛門等が呼び出されて詰問されたため、九人の年寄は今後一切、名主抜きに相談はしないとの一札を書かされた。⁽³⁸⁾

新曾村名主の芝畑開發は、徳丸本村内では名主と年寄・小前層との対立を深めたが、この開發そのものは、地元村々によって阻止されたようである。

入会芝畑の利用については、「芝畑付田畑芦野等より芝畑江切添立出堅仕間敷候」⁽³⁹⁾、あるいは「五ヶ村ニ住居致候百姓・水吞之外、他村ニ住居致候而越石之百姓一切秣からせ申間敷候、勿論縁辺成共他村之者江秣野等一切為取申間敷候」⁽⁴⁰⁾と、村々の申し合わせがあった。採草や開發には組合や村役人の許可を必要としたことは言うまでもない。

たとえば、弘化四年五月に徳丸本村の清五郎が入会芝畑で「芝根」⁽⁴¹⁾を取ろうとして村役人よりとがめられ、詫び状を書かされた。芝根取りとは開墾を意味するものであろう。芝畑はあくまでも秣場として位置付けているのであり、他村の者はなおさらのこと、自村の者であっても、入会芝畑の開墾は許可されなかった。

七 慶応三年の新田開發奨励

幕府崩壊直前の慶応三年に、関東一円に新田開發の触れが出された。徳丸原にも勘定奉行の巡検があり、新田開發が命じられた。

このため、徳丸本村では同年正月に「御請連印帳」⁽⁴²⁾を作成し、開発の姿勢を示してはいるが、開発予定地は「荒川附堤」がなく、「極低場ニ而一夜降雨ニ茂諸方より水押込、四・五尺位相湛、大雨之節者同川より一円水押開、壺丈余水深ニ相成候場所」にて、「中々以、田畑ニ開発相成場所ニ無之候得共」と、水害を受けやすい低湿地で田畑の開墾には不向きであることを述べて、幕府の指示に対しては消極的な対応を示している。

さらに、「川縁通上手ハ下新倉村境より、下手者戸田原中山道往来迄水除堤御築立被成下置候ハ」と、荒川の水除堤を下新倉村より戸田原中山道往来まで築いてくれるなら、という条件を付けて、「新田町歩之内一分通位」は開発もできようと思われている。

慶応三年八月には、芝畑新開について代官所が検分を命じたため、徳丸本村ほか四か村の村役人が呼び出され、大竹左馬太郎代官所より開発についての心得方のお尋ねがあった。

八月十八日付の「入会新田芝畑開発被仰渡候願書」⁽⁴³⁾では、先の「御請連印帳」と同じ論法で田畑に開発しにくいことを述べるが、「御時節柄厚御趣意御益筋相弁、御見分之上夫々水吐江川等御切広、新開可相成御仕法被成下置候ハ」と、開発は地元村々よりの出願ではなく、時節がらの厚き御趣意なので、検分の上で悪水堀江川の川幅を拡張し、排水を良くしてもらえらば開発も可能である、としたたかな主張をしている。

このような幕末期の動向からも、徳丸原は近隣村々の入会秣場として他村からの参入を拒絶し、村内の者であっても開墾に走るような行動は規制し、秣場としての機能を維持・管理し続けている。

慶応三年の幕府の新田開発策に対しても、荒川の築堤の実現や江川の川幅の拡張を実現するなら、という開発にからむ条件からも、積極的な田畑開発の意向は見られない。村々にとっては、あくまでも入会秣場として活用することの方が有意義なものであったといえる。

おわりに

徳丸原は多機能を有する秣場である。小前百姓にとっては、苧草を干草にして売って小銭を得ることのできる場所でもあった。⁽⁴⁴⁾

元禄元年以降の芝銭上納、さらに元禄五年からの新田芝畑年貢納入への移行も、江戸町人の新田開発を阻止し、秣場の権利を維持・確保するためのものであった。

享保期及び幕末期の開発奨励に対しては、享保七年の場合では、少々の畑開発を請け負うことを条件として、かつてのような芝銭上納への変更を願い、また、慶応三年の場合では、水害防止のための荒川沿いの築堤普請や悪水堀江川の拡幅工事を条件とするなど、幕府政策に対して真っ向から反対するのではなく、一応開発指示を受け入れながらも、秣場の存続に固持する村々の姿勢、開発よりも秣場の維持を望む村のあり方を理解できる。

徳丸原は鷹場でもあり、幕府の砲術訓練の場所でもあり、こうした多様な側面を支えた村々の動向を考察することは次の課題としたい。

註

- (1) 古島敏雄『近世日本農業の構造』（東京大学出版会、一九五七年）一二〇頁。
- (2) 同右、一一二頁。
- (3) 『板橋区史』資料編3近世。No.一四〇。一九二頁。（徳丸 安井新二郎家文書）
- (4) 同右、No.一四三。二九四頁。（徳丸 安井新二郎家文書）
- (5) 『板橋の絵図・絵地図』（板橋区郷土資料館、一九九四年）1延宝五年徳丸村絵図。一〇二頁。この絵図は現存するなかでは徳丸が描かれた最も古い絵図である。のちに分村する徳丸本村・同脇村・四ツ葉村が徳丸村一村として描かれている。北境の「いるま川」、「大川」

とは荒川のことである。

(6) 『新編武蔵風土記稿』豊島郡二巻。(文献出版、一九九八年)二六九頁。

(7) 『板橋の絵図・絵地図』(板橋区郷土資料館、一九九四年)15徳丸本村・脇村絵図。二五〇二六頁。四ツ葉村が「東叡山領四葉村」とあり、享保期以降の史料と見られる。徳丸原には御用池があり、その近辺にはいくつかの土手がある。そこは「鶴寄土手」とあり、御用池では鶴の狩りが行われていたことをうかがわせる。

(8) 拙稿「近世初期旗本領形成に関する一考察―武蔵国を事例として―」『論集関東近世史の研究』(名著出版、一九八四年)一〇二〜一二三頁。『板橋区史』通史編上巻。四三六〜四四三頁。荒川右岸の豊島郡一帯に、近世初期に知行地を与えられた旗本の多くは「御手鷹師」である。たとえば、江戸城北西にあたる豊島郡の豊島村・十条村・尾久村・池袋村・堀之内村などには、斎藤吉澄・吉勝、野間重安・政成、水野豊信、伊藤春景、木村信久といった「御手鷹師」「鷹役」「御鷹師」と呼ばれた旗本たちの知行地が集中的に配置されていた。板橋区域では、寛永二年の知行宛行状からその例をあげると、「御手鷹師」の阿部正勝が中丸村に一六石余、同じ「御手鷹師」の斎藤重成が金井窪村四一石余、「御鶴の頭」の木村宗綱も金井窪村で一〇石余、「御手鷹役」の水野信秀も金井窪村で四一石余、「御鷹師」の斎藤吉之も中丸村で二八石余知行している。江戸廻りの軍事的な防備のために旗本知行地を配置した意義とともに、荒川沿岸の低湿地帯が鷹場として將軍の鷹の訓練地とされていたことも、板橋区域に鷹匠の知行地が集中している理由であろう。

(9) 『板橋区史』資料編3近世。No.七二。一九五頁。「御用人足書上帳」には、
「二人足四人 下赤塚村

是ハ当巳五月十四日、江川鯉取溜御場所揃、夫より千住川魚問屋迄鯉持送り御用人足」とある。

(10) 『板橋区史』通史編上巻。九二二頁〜九二三頁。

(11) 『板橋の絵図・絵地図』(板橋区郷土資料館、一九九四年)17徳丸本村・脇村絵図。二九〇三〇頁。この絵図に見られる「御鉄砲御場所」は、安井新二郎家文書の寛政二年の鉄砲演習場所の範囲図にも記載されている。鉄砲場所が開かれた当初からこの周辺地が練習地として利用されていたことがわかる。「大六天」はかつての弁天塚のところであったが、洪水などが原因で徳丸に移ったというが詳しくは分からない。また、安井家の氏神であったともいわれている。

(12) 『板橋区史』資料編3近世。No.一二七。二七五頁。No.一二三。二七九頁。No.一二七には、「一、貞享四卯迄ハ野銭も出シ不申候事」とある。また、No.一二三には、「卯年迄ハ芝銭義出不申、御見捨之場所ニ御座候事」とある。(徳丸 安井新二郎家文書)

- (13) 同右、No.一二七。二七五頁。
- 「一、元禄元辰年御改ニ付、内見積リニ而百四拾丁歩と村方より申上、反ニ永弍文ツ、上納仕候事」とある。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (14) 細井政次。慶安四年勘定方の職務にあった父政高の跡を継ぎ、廩米一五〇俵を相続し、承応元年に勘定方となる。寛文八年組頭に昇進し、延宝二年畿内各地の洪水地の検分に赴き、元禄二年に代官となり、同十三年に死去した。『寛政重修諸家譜』卷一四四〇。
- (15) 『板橋区史』資料編3近世。No.一二八。二七五頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (16) 同右、No.一二九。二七六～二七七頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (17) 同右、No.一三〇。二七七～二七九頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (18) 同右、No.一三〇。二七八頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (19) 同右、No.一三四。二八三～二八五頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (20) 『板橋の絵図・絵地図』(板橋区立郷土資料館、一九九四年) 9 明治三年徳丸原絵図一七～一八頁。
- (21) 『板橋区史』資料編3近世。No.一九六。四一六～四一七頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (22) 同右、No.一九七。四一七頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (23) 同右、No.一二七。二七五頁。
- 「一、元禄七戌年より御取ケ、五ヶ村出合割合申事年々難儀奉存候間御願上、村高ニかけ、村々御割付へ村切りニ反歩申請、地所ハ割合不申、入相ニ相定置申候、尤内定書村々へ取かわし申候而、入相ニ只今迄致来り申事」とある。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (24) 『板橋区史』通史編上巻。五五五頁。年貢割付状からみた徳丸本村年貢変遷表では、本田高九五二石五斗七升九合の他に新たに新田高として四九石三斗一升八合が含まれてくる。
- (25) 新編『埼玉県史』通史編3近世1。四八二～四八三頁。及び五七二～五七三頁。
- (26) 同右、通史編4近世2。四五～四九頁。
- (27) 『板橋区史』資料編3近世。No.一三一。二七九～二八〇頁。
- (28) 同右、No.一三二。二八〇～二八一頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (29)(30) 同右、No.一三三。二八一～二八三頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (31) 同右、No.七〇。天保三年「辰歳諸御用控帳」所収。一九三～一九四頁。(徳丸 安井新二郎家文書)

- (32) 同右、No.一三五。二八五〜二八六頁。(板橋区立郷土資料館蔵 安井新二郎家文書)
- (33) (9)と同じ。
- (34)(35) 『板橋区史』資料編3近世。No.一三六。二八七頁。
 「去ル酉年仕法替取調候節申出候通、年々鯉五十本ツ、上納為致、江川狝勝手次第申渡候処、近年出水も無之上納難渋之趣ニ相聞候ニ付、右江川取溜相止、上納之儀差免候」とある。「去ル酉年」とは天保八年のことと思われる。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (36) 同右、No.一四〇。二九一〜二九二頁。(板橋区立郷土資料館蔵 安井新二郎家文書)
- (37) 同右、No.一四一。二九二頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (38) 同右、No.一四二。二九三頁。「私共者別相談決而不致候ニ付、以来村方ニ何様之義出来致候とも、左之連印之もの共并組合之者共迄貴殿方御相談ニ取組、外相談ケ間敷義決而仕間敷候ニ而、今般改而議定致置候」とある。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (39)(40) 同右、No.一三四。二八四頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (41) 弘化四年五月「差入申一札之事」板橋区徳丸 安井新二郎家文書。(平成三年度新出分、村・村政・村入用 No.三八)
- (42) 『板橋区史』資料編3近世。No.一四三。二九三〜二九八頁。(板橋区立郷土資料館蔵 安井新二郎家文書)
- (43) 同右、No.一四四。二九八〜二九九頁。(徳丸 安井新二郎家文書)
- (44) 同右、No.一四三。二九四頁。「私共村々之もの共草茹取、馬飼料・田畑肥等ニ相用、且又少高之もの共ハ草茹取干草ニ致し売払、御年貢諸役共勤居」とある。(板橋区立郷土資料館 安井新二郎家文書)